



# 鳥取県公報

令和6年11月5日（火）  
第9643号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（600）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（601）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（602）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 2
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 告 示

### 鳥取県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年5月23日から同年11月22日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町浅井

### 鳥取県告示第601号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社つくし薬局	有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目23-23	令和6年10月21日	令和6年11月30日	居宅療養管理指導

### 鳥取県告示第602号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社つくし薬局	有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目23-23	令和6年10月21日	令和6年11月30日	介護予防居宅療養管理指導

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年11月5日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。  
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和6年12月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び 黒坂の各警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年11月5日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年12月2日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	5人
令和6年12月16日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年12月3日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフ ル銃等に適合 する実包	5人
令和6年12月10日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和6年12月17日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
------------------------------------	---	---	---	---

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。